

【中国】循環経済促進法が成立

海外立法情報調査室・富窪 高志

* 2008年8月29日の第11期全国人民代表大会常務委員会第4回会議において、「循環経済促進法」が採択され、2009年1月1日から施行されることになった。2010年までに循環経済の発展に関連する法体系を整備する、という「循環経済の発展を加速化することに関する国务院の若干の意見」(2005年7月2日)に沿ったものである。

循環経済促進法は、第1章：総則、第2章：基本管理制度、第3章：減量化、第4章：再利用及び資源化、第5章：奨励措置、第6章：法的責任、第7章：附則の全7章58か条からなる(注1)。

中国では、同じ規模のGDPを創出するのに必要な一次エネルギー量が、日本の1に対し8.6、鉄鋼、電力、セメント産業におけるエネルギー消費率は世界水準の20%以上、鉱物資源回収率及び木材総合利用率はともに世界水準の20%以下とされ、深刻化するエネルギー問題と同時に、悪化する環境問題への対応が急務となっている。第11次5か年計画(2006～2010年)では、一次エネルギーの消費量を2005年末比20%削減することが謳われている。同法は、資源の利用効率向上によって環境を改善及び保護しながら、持続可能な成長を図るという中国の危機感が反映されたものといえる。

減量化

循環経済とは、生産、流通、消費等の過程において減量化、再利用及び資源化を進めることをいう(第2章)。中国工業の急速な発展は、エネルギーと原料を大量に消費・浪費する形で実現しているものであり、資源の効率的利用と節約による減量化効果の余地が大きいとされる。技術、製法、設備、材料、製品等について、使用を奨励するもの、限定的使用とするもの及び使用を禁じる(淘汰)ものについて国がリストを作成し、淘汰リストに挙げられたものは使用が禁止される(第18条)。また、回収、解体、分解が容易にできる設計や無毒無害材料の使用が奨励され、電子機器製品を解体・処理する際には、有毒有害物の使用が禁止される(第19条)。そのほか、クリーンエネルギーの使用、自動車製造企業は国が規定する燃費基準に基づき燃料節約技術を採用し石油消費量を減少させること、国家機関等における事務用品の節約、使い捨て製品の生産及び販売の禁止等、具体的な規定が置かれる。水資源の節約については、農業用水の効率的利用が奨励され、水道水を道路清掃、都市緑化及び景観効果のために使用することが禁止されている。家庭での使用については、草案段階では1戸毎に計量メーターを設置し従量性価格を適用することとなっていたが、最終的には見送られ、節水を“奨励”するという規定が置かれることになった(第46条)。

再利用及び資源化

先ず、回収対象となる製品及び包装物については、国務院が“強制回収リスト”を作成し、それぞれの生産企業が責任を持って回収し再利用するほか、技術的・コスト的に再利用に適さないものは、当該企業が無害化処理することとされる（第 15 条）。水資源については、個々の企業における再利用、循環使用等による効率的使用と、廃水の再生利用を可能とする設備の導入が求められる（第 31 条）ほか、産業パーク等における複数企業間での循環使用が奨励されている（第 29 条）。産業廃棄物については、企業間の廃棄物交換を促すために産業廃棄物交換情報システムの構築及び廃棄物回収の制度的整備が謳われる。地方政府は環境保護、安全及び消防等の規定を満たす廃棄物回収ポイントと廃棄物取引市場を設けることとされる（第 36、37 条）。電化・電子製品を回収後、再生する場合は再利用製品基準を満たし、販売に当たっては再生商品であることを示すマークを貼付しなければならない（第 19 条、39 条）。このほか、農作物の茎、家畜の糞便、林業廃棄物等の総合的利用率の向上を図ること、生活ごみの分別収集と資源化率を上げるための施設を設けること等が規定されている。

奨励措置

企業の減量化、再利用及び資源化に対する取り組みを支援するために様々な奨励措置が定められている。各省において循環経済の振興を図るための特別基金を設け、技術の研究開発及び普及、重要な循環経済関連プロジェクトの実施、関連情報の提供等に用いられる。重要な革新的技術の研究、応用及び産業化については、国又は省レベルの関連計画に繰り込んだ上で、財政的支援を行うとされる（第 42、43 条）。循環経済の促進に資する産業活動や省エネ及び節水関連技術、設備、製品の輸入については税制面で優遇される（第 44 条）。なお、淘汰リストに挙げられた技術、製法、設備、材料、製品等を生産又は輸入する企業に対しては、金融機関はいかなる信用供与も行っていない（第 45 条）。組織や個人が、水、電気、ガス等を節約し合理的に使用する方向へ導くために価格調整の実施、ごみの分別、収集、運搬、集積、利用及び処理に専ら充当されるごみ排出費用徴収制の実施、廃棄物の回収を奨励する措置として新品との交換及び保証金方式の採用が規定されている（第 46 条）。

2009 年 1 月 1 日の循環経済促進法の施行までに、法律で定められた事項の実施を保障するために、特に国務院における関連法規の制定が待たれている。しかし、その進捗は必ずしも順調ではないようである。立法措置が空手形（立法白条）に終わらないことが期待されている。

注（インターネット情報はすべて 2008 年 9 月 17 日現在である。）

(1) 原文は<http://202.123.110.5/flfg/2008-08/29/content_1084355.htm>